

居 宅 介 護 支 援
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人竹水会

指定居宅介護支援事業所竹水園

〒975-0074

南相馬市原町区長野字南原 41 番

☎ 0244-25-3398

FAX 0244-25-3357

居宅介護支援重要事項説明書

令和8年5月1日現在

1・当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0244-25-3398

FAX番号 0244-25-3357

担当 介護支援専門員 ※不明な点は何でもおたずねください。

営業日 月～金曜日（土、日、祝日、年末年始 12/30～1/3 は休日となります。）

営業時間 8：30～17：30

2・居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所竹水園
所在地	〒975-0074 南相馬市原町区長野字南原 41 番
指定年月日	平成 24 年 9 月 1 日
管理者	杉岡 久子
介護保険事業所番号	福島県第 0771200383
サービス提供する地域	南相馬市・浪江町
電話番号	0244-25-3398
FAX番号	0244-25-3357

(2) 介護支援専門員の職員体制

	資格	勤務体制	業務内容	計
管理者兼主任 介護支援専門員	社会福祉士 看護師	常勤兼務	管理業務 ケアプラン作成	1名
主任 介護支援専門員	介護福祉士 社会福祉主事	常勤専従	ケアプラン作成	1名
介護支援専門員	社会福祉士	非常勤専従	ケアプラン作成	1名

3・居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・利用者や家族より介護サービス計画（ケアプラン）の依頼
- ・状態把握するため、利用者家族の方と面接（アセスメント）
- ・重要事項説明後、契約
- ・計画の原案作成（在宅サービスの事業、内容、料金の説明）
- ・居宅サービス事業者とのサービス担当者会議の開催
- ・介護サービス計画の作成（居宅サービス計画書により、説明、同意及び確認印をいただき、

居宅介護サービス計画書の交付)

- ・サービス利用開始
- ・モニタリング（最低月1回は必ずご自宅訪問し、利用者・家族と面接を行います。）
- ・施設入所を希望される方は、施設の紹介をいたします。

4・利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為、自己負担はありません。

(2) 解約

お客様はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

取扱件数	要介護度1・2	要介護度3・4・5
45件未満	10,860円	14,110円
45～60件未満	5,440円	7,040円
60件以上	3,260円	4,220円

居宅介護支援費（1月につき）

加算料金等（1月につき）

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
処遇改善加算		令和8年6月より所定単位数に2.1%加算

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	利用者が、病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院診療所の職員に対して当該利用者にかかる必要な情報を提供している事。
退院・退所加算Ⅰ 退院・退所加算Ⅱ	4,500 円 6,000 円	医療機関介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報をカンファレンス以外の方法により 1 回または 2 回受けていること。
退院・退所加算Ⅰ 退院・退所加算Ⅱ 退院・退所加算Ⅲ	6,000 円 7,500 円 9,000 円	医療機関介護保険施設などの職員から利用者に関する必要な情報を 1 回から 3 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算	500 円	利用者が病院または診療所において医師または歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師などに対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師または歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の 15%加算

交通費

サービス提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は介護支援専門員が訪ねるための交通費として、自動車を利用した場合はサービス提供地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり25円の費用が必要となります。

5・当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

社会福祉法人竹水会が開設する指定居宅介護支援事業所竹水園(以下「事業所」という)は、介護保険の理念に基づくと共に、高齢者が自立した生活が送れるよう、介護相談、介護計画などを支援することを目的とします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- 1・事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その支援を行います。
- 2・利用者が要介護認定を受けていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また要介護認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- 3・事業所は、被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的・効率的に介護計画を提供されるよう配慮し努めます。
- 4・事業所は、介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対して、正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行います。
- 5・事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが、特定の種類の事業者に不当に偏ることの無いよう公平中立に行います。

(3) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- 1・利用者は介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選択理由について説明を求める事が出来ます。
- 2・居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)の確認を行います。被保険者の住所に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 3・病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援

するため、早期に病院などと情報共有や連携を取るために病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(4) 居宅介護支援事業者及び介護支援専門員の変更

サービス利用のために、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の変更又は解約を希望される方はお申し出ください。ご希望の事業者への紹介相談に応じます。

6・サービス内容に関する苦情

① お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する苦情・相談及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

☆相談・苦情受付担当者 介護支援相談員 杉岡 久子

☆受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

☆電話番号 0244-25-3398

☆苦情解決責任者 特別養護老人ホーム 竹水園 施設長 斗藏 歩

② 苦情処理の流れ

- 1・サービス利用者（家族）からの相談・苦情の申し出
- 2・相談・苦情内容、利用者の意向などの確認と記録
- 3・受け付けた相談・苦情及びその改善状況等責任者へ報告・助言。必要があれば第三者委員への報告・助言。
- 4・それでも解決できない場合は、苦情解決委員会へ苦情を申し出ることができます。第三者委員に申し出てください。

③その他

当事業所以外に、次の所に相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

福島県国民健康保険団体連合会

介護福祉課 介護相談室 電話 024-523-2702

南相馬市市役所 長寿福祉課介護保険係 電話 0244-24-5334

7・緊急時等における対応方法

- 1・介護支援専門員は、居宅介護支援実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。
- 2・事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければな

らない。

8・秘密保持・個人情報の利用

- 1・事業所の職員は、その業務上知り得た、利用者又はその家族等の秘密を正当な理由がなく、漏らしてはならない。
- 2・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておかなければならない。

9・事故発生時の対応について

- 1・事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2・事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、及び以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。
 - ① 契約者が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項に故意にこれを告げず、また、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。
 - ② 契約者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、また、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。
 - ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス事業者の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

10・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置く等しています。

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由を記録します。

11・感染症の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施します。

非常災害の発生に置いて、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための指針の策定をしております。

12・当法人の概要

経営主体 社会福祉法人 竹水会 理事長 門馬 広毅
所在地 南相馬市原町区長野字南原 41 番
電 話 0244-24-0228

F A X 0 2 4 4 - 2 5 - 3 3 5 7

定款に定めた事業

- 1・特別養護老人ホーム
- 2・短期入所生活介護
- 3・居宅介護支援事業
- 4・地域密着型特別養護老人ホーム
- 5・認知症対応型老人共同生活援助（グループホーム）

年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地	福島県南相馬市原町区長野字南原 41 番
名 称	指定居宅介護支援事業所 竹水園
説明者	職種 介護支援専門員

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

家 族 (代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)